

指名停止基準の見直しについて

1.見直し内容

主な改正は以下のとおりです。

指名停止基準

指名停止事由	指名停止期間
(1)～(13) (省略)	
(14) <u>建設工事等の請負契約に関し、役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u> ア 市発注工事の場合 イ 国、県及び他の地方公共団体等が発注する建設工事等の場合	18月以上24月以内 8月以上24月以内
(15) 受注した市発注工事の施行に際し、暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に届出なかったとき。	1月以上6月以内
(16) <u>経営不振（手形交換所の取引停止処分、破産申立て、会社更生手続開始申立て、民事再生手続開始申立て、整理開始申立てその他正常でない経営状態又は債務超過と客観的に認められるものをいう。）が明らかになったとき。</u>	当該認定をした日から信用状態が回復したと認められる日まで
(17) <u>債権仮差押決定、債権差押決定又は債権転付命令を受けるなど、市発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</u>	当該認定をした日から事件が解決されたと認められる日まで
(18) 前各号に掲げる場合のほか、次のアからセまでに掲げる不正又は不誠実な行為をし、市発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 ア 入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められる場合 イ 正当な理由なく、落札決定後契約を辞退した場合 ウ 入札において、市担当職員の指示に従わないなど入札の	3月以上12月以内 1月以上6月以内 1月以上12月以内

秩序を乱す行為	
エ <u>公開前に予定価格、最低制限価格、設計金額及びその内訳書等の非公開情報を探ろうとする行為</u>	1月以上12月以内
オ <u>非公開情報を入手し、これを利用して入札に参加する行為</u>	1月以上12月以内
カ <u>業務に関し、執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為</u>	1月以上12月以内
キ <u>主任技術者、監理技術者、現場代理人等について、虚偽の届け出を出す行為</u>	1月以上12月以内
ク <u>市発注工事の競争入札において、入札価格詳細内訳書の提出を求められた場合に、正当な理由なく、指定された期限までに所定の内訳書を提出しない行為</u>	1月以上12月以内
コ <u>市発注工事の競争入札において、提出された入札価格の内訳書及び入札価格詳細内訳書の内容を調査した結果、明らかに適正な積算に基づいて入札価格が設定されていないと認められる場合</u>	1月以上12月以内
サ <u>市発注工事の一般競争入札において、正当な理由なく、指定された期限までに一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格の確認のために必要な書類を提出しない行為</u>	3月以上12月以内
シ <u>制止を無視して、執務室へ入室した場合</u>	1月以上6月以内
ス <u>第2号又は第3号に規定する建設工事等で事故が発生した場合において、報告を怠る行為</u>	1月以上12月以内
セ <u>その他不正又は不誠実な行為を行った場合</u>	1月以上12月以内
(19) <u>委員会が特に必要と認めたとき。</u>	委員会の定める期間

下線：改正箇所

2. 施行日

平成27年6月1日から施行する。